

公共的施設市産材利用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月29日

大分市長職務代理者

大分副市長 久 渡 晃

公共的施設市産材利用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の公共的施設整備等について大分市産材（市内の森林から産出された原木を加工した木材又は県内の森林から産出された原木を市内の加工業者が加工した木材をいう。以下同じ。）の積極的な利用を促進するために交付する公共的施設市産材利用支援事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額等は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を行う者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助の対象としない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、公共的施設市産材利用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、補助対象事業の区分に応じ別表第2に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、公共的施設市産材利用支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

（補助金の変更申請）

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、公共的施設市産材利用支援事業変更承認申請書（様式第3号）に關係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更であると認めたものについては、この限りでない。

(1) 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）に要する予算

を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その変更を承認したときは、公共的施設市産材利用支援事業変更承認通知書（様式第4号）により、当該申請を行った補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長が定める日までに公共的施設市産材利用支援事業実績報告書（様式第5号）に、補助事業の区分に応じ別表第3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第8条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、公共的施設市産材利用支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付の請求）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、公共的施設市産材利用支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助対象事業	事業内容	補助対象経費	補助金の額
木造化（※1） （新築）	次に掲げる条件を全て満たす公共的施設（※3）の整備 (1) 市内の施設であること。 (2) 市内に住所若しくは事務所若しくは事業所の所在地を有する業者又は補助事業者が施工すること。 (3) 大分市産材を利用したことが分かる表示を行うこと。	公共的施設の木造化に要する経費（構造部分（※4）に係る経費に限る。）	木造化に係る大分市産材の利用量が15m ³ 未満の場合は300,000円、15m ³ 以上の場合は600,000円とする。
木質化（※2） （新築・改築）	次に掲げる条件を全て満たす木製品の整備 (1) 大分市産材を利用した木製品であること。 (2) 市内に住所若しくは事務所若しくは事業所の所在地を有する業者又は補助事業者が施工すること。 (3) 大分市産材を利用したことが分かる表示を行うこと。	公共的施設の木質化に要する経費	補助対象経費の額とし、木質化に係る内装（床、壁、天井等）の面積が100m ² 未満の場合は150,000円を、100m ² 以上の場合は400,000円を限度とする。
木製品の整備	市内の公共的施設内における次に掲げる条件を全て満たす木製品の整備 (1) 大分市産材を利用した木製品であること。 (2) 市内に住所若しくは事務所若しくは事業所の所在地を有する業者又は補助事業者が施工すること。 (3) 大分市産材を利用したことが分かる表示を行うこと。	大分市産材を利用した木製品の整備に要する経費	補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、200,000円を限度とする。

※1 「木造化」とは、構造部分に大分市産材を8m³以上利用することをいう。

※2 「木質化」とは、床、壁、天井等の内装30m²以上に大分市産材を利用することをいう。

※3 「公共的施設」とは、教育施設、社会福祉施設、医療施設及びショッピングセンター、飲食施設等の商業施設等をいう。

※4 「構造部分」とは、土台、柱、梁、桁、間柱、筋交い、棟木、母屋、垂木、小屋梁、小屋束、大引、根太、胴差し、土台火打及び火打梁をいう。

別表第2（第4条関係）

補助対象事業	添付書類
木造化及び木質化	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書 2 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは同法第6条の2第1項に規定する確認済証又は同法第15条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）をしたことを証する書類の写し（これらの規定による確認又は届出が必要である場合に限る。） 3 着工前の写真 4 大分市産材利用内訳書 5 見積書 6 位置図、平面図及び立面図 7 誓約書 8 市税完納証明書又は市税の納付状況に係る情報の照会に関する同意書

	<p>9 その他市長が必要と認める書類</p> <p>※木造化の場合は、5の添付を要しない。</p> <p>※木質化の場合は、2の添付を要しない。</p>
木製品の整備	<p>1 事業計画書及び収支予算書</p> <p>2 大分市産材利用内訳書</p> <p>3 見積書</p> <p>4 木製品の仕様が分かるもの</p> <p>5 誓約書</p> <p>6 市税完納証明書又は市税の納付状況に係る情報の照会に関する同意書</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>

別表第3（第7条関係）

補助事業	添付書類
木造化及び木質化	<p>1 収支決算書</p> <p>2 大分市産材利用内訳書</p> <p>3 大分市産材出荷証明書</p> <p>4 事業の完了が確認できる写真</p> <p>5 大分市産材利用完了証明書</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>
木製品の整備	<p>1 収支決算書</p> <p>2 大分市産材利用内訳書</p> <p>3 大分市産材出荷証明書</p> <p>4 事業の完了が確認できる写真</p> <p>5 請求書又は領収書の写し</p> <p>6 その他市長が必要と認める書類</p>

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

公共的施設市産材利用支援事業補助金交付申請書

大分市長 殿

申請者

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

公共的施設市産材利用支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 交付を受けようとする補助金の額 円
- 2 補助対象経費 円
- 3 補助対象事業の目的及び内容
- 4 添付書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

公共的施設市産材利用支援事業補助金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった公共的施設市産材利用支援事業補助金については、次のとおり交付することに決定したので、公共的施設市産材利用支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

- 1 補助金の交付決定額 円
- 2 補助の条件

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

公共的施設市産材利用支援事業変更承認申請書

大分市長 殿

補助事業者

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあつた公共的施設市産材
利用支援事業について次のとおり変更したいので、公共的施設市産材利用支援事業補
助金交付要綱第6条第1項の規定により、申請します。

- | | | |
|-------------------|-----|---|
| 1 交付を受けようとする補助金の額 | 変更前 | 円 |
| | 変更後 | 円 |
| 2 補助対象経費 | 変更前 | 円 |
| | 変更後 | 円 |
| 3 変更の理由 | | |
| 4 添付書類 | | |

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

公共的施設市産材利用支援事業変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付で申請のあった公共的施設市産材利用支援事業補助金に係る変更については、次のとおり承認したので、公共的施設市産材利用支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

1 変更後の補助金の交付決定額 円

2 補助の条件

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

公共的施設市産材利用支援事業実績報告書

大分市長 殿

補助事業者

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

公共的施設市産材利用支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金の交付決定年月日 年 月 日
決定番号 第 号
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 事業完了年月日
- 4 添付書類

様式第6号（第8条関係）

第 号
年 月 日

公共的施設市産材利用支援事業補助金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので公共的施設市産材利用支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

- | | | | | |
|---|-------------|---|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| | 決定番号 | 第 | | 号 |
| 2 | 補助金の交付確定額 | | | 円 |

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

公共的施設市産材利用支援事業補助金交付請求書

大分市長

殿

補助事業者

住所

氏名

電話番号

〔法人その他の団体にあつては、その名称及び
所在地並びに代表者及び担当者の氏名〕

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあつた公共的施設市産材
利用支援事業補助金について、公共的施設市産材利用支援事業補助金交付要綱第9条
の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
種類	普通 当座
口座番号	
口座名義	(フリガナ)